

岡山海区漁業調整委員会指示令和3年度第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、第2種共同漁業権つぼ網漁業保護のため、次のとおり指示する。

令和3年8月6日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

1 禁止する漁具及び漁法

網漁具を使用する一切の漁業

2 禁止区域

(1) 倉敷市下津井以東の岡山県海面においては、つぼ網の身網及び道網の周囲50メートルの区域

(2) 倉敷市玉島黒崎以西の岡山県海面においては、陸張りつぼ網の身網及び道網の周囲100メートルの区域並びに沖張りつぼ網^{たる}浮樽の周囲200メートルの区域

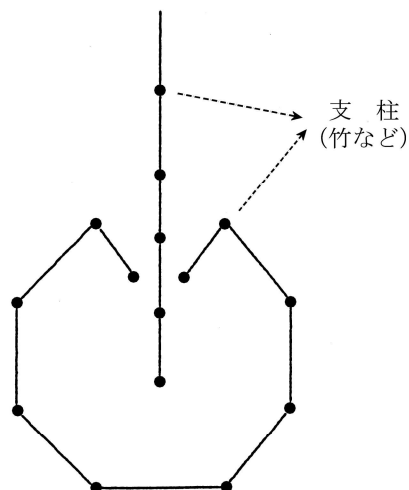
3 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

4 指示の有効期間

令和3年9月1日から令和6年12月31日まで

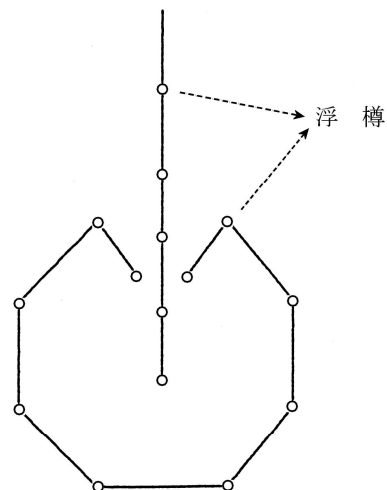
陸張りつぼ網



下津井以東の海面
50メートル以上

玉島黒崎以西の海面
100メートル以上

沖張りつぼ網



玉島黒崎以西の海面
200メートル以上